⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 2 : 00 p.m. 25 October 2017

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 22 December 2017 (tenders brought with 12 : 00 p.m. 22 December 2017 or submitted by mail 12 : 00 p.m. 22 December 2017)

⑹　Contact point for tender documentation : Masaharu Gotoda Contracts Section, Government Buildings Administration Division, Government Buildings Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, North 8, West 2, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5715

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局営繕部が発注する国立アイヌ民族博物館新営17建築その他工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年９月22日

北海道開発局長　和泉　晶裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　国立アイヌ民族博物館新営17建築その他工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道白老郡白老町

３　工事内容

ア　博物館

構造・階数　鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造　３階建

建物規模　延べ面積　8,618.39㎡

建物用途　博物館

工事内容　新築１棟

イ　屋外排水設備　新設一式

ウ　舗装　新設一式

エ　雑工作物　新設一式

オ　樹木　新植一式

カ　芝張り　新植一式

キ　エレベータ設備　新設一式

ク　エスカレータ設備　新設一式

４　工事区分　建築

５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間

平成29年９月22日から平成29年10月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成29年10月26日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所

〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311　内線5480）

６　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した経営事項評価点数が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,150点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けた際に算出した経営事項評価点数が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,150点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成14年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した次の㋐の基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること。ただし、代表者以外の構成員については、次の㋑の基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、北海道開発局営繕部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の基準を満たす工事として妥当と判断された場合は、参加を認める。

㋐　同種工事１

・　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

①　建物用途　博物館、美術館、図書館、研究施設、医療施設、事務所・庁舎、又は事務所・庁舎の類似施設（※２）

②　構造　鉄骨造（プレハブを除く）、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄筋コンクリート造

③　建物規模　延べ面積　3,000㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

④　階数　問わない。

㋑　同種工事２

・　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

①　建物用途　博物館、美術館、図書館、研究施設、医療施設、事務所・庁舎、又は事務所・庁舎の類似施設（※２）

②　構造　鉄骨造（プレハブを除く）、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄筋コンクリート造

③　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

④　階数　問わない。

※１　上記㋐及び㋑については、民間工事を含むものとする。

※２　事務所・庁舎の類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれに類する室（空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を全ての構成員が当該工事に専任で配置できること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに全ての構成員が本工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合においては、監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がされない場合は入札を無効とすることがある。

㋐　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。